子ども・子育て支援法により特定地域型保育事業の確認変更手続きが定められている場合の一覧

(1) 特定教育・保育施設等確認変更申請書 (検式第13号) (2) 建物の情趣概要及び回面(各産の用途を明示するものとする。)並びに登備の概要 (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の動務の 体制及び動務形態 (4) その他(参考となる資料) (1) 特定教育・保育施設等各称等変更届出書 (接元第14号) (2) 変更に関する書類(定款、登記事頂証明 売を地以かの場所に当 誇事薬所の一部として 3 使用される事務所を持 するとむ、当ながのでの違い 中語者の定数、高階 行為等及びその愛記 申語者の定数、高階 行為等及びその愛記 等 当該確認さんのに 展る。)※ 事業所の平面図(各 名 室の用途を列列のは、対している事務所を有 するとは、自執事務 所を含む。)の名格及 び所在地 4 並びに代表者の氏 名、生年月日、住所 及び曜名 申語者の定数、高階 行為等及びその愛記 等 当該確認さんのに 展る。)※ 事業所の平面図(各 名 室の用途を明示する ものとする。)及び 診備の概要 7 表、生年月日、住所 2 鑑約書 ものとする。)及び 診像の概要 7 表、生年月日、住所 2 過額申請に係る事業 に係る地域型保育給 (4) その他(参考となる資料) (4) その他(参考となる資料) (5) 変更に関する言書類(定款、登記手項証明 書)(2) 2 鑑約書 (4) この他(参考となる資料) (5) 変更に関する言書類(定款、登記手項証明 書)(2) 2 鑑約書 (4) その他(参考となる資料) (5) 変更に関する言書類(定款、登記手項証明 書)(2) 2 鑑約書 (4) 2 鑑約書 (4) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		変更事項	申請書類	根拠法令	手続すべき時期
(根式第14号) 2 利用定員の減少 2 利用定員の減少 2 利用定員の減少 2 利用定員の減少 3 定用される事類(定款,登記事項証明 者,図面等) (3) その他(参考となる資料) - 本ののの3月前までに - 本ののでは、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として の3 使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地 中請者の名称及び主たる事務所の所在地 4 並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 申請者の定款、寄附行為等及びその登記 申頂証明書文は条例 等(当該確認に係る事業に係る事業にのの3月前までに (株式第14号) (株式第14号) (2) 整約書 (株式第14号) (株式第14号) (2) 整約書 (株式第14号) (2) 整約書 (株式第14号) (表) ※ - 事業に関するものに限る。)※ - 事業所の管理者の氏名、2 生年月日、住所名、4 生年月日、住所名、4 生年月日、住所名、4 生年月日、住所名、4 生年月日、住所名、4 生年月日、住所名、4 生年月日、住所名、2 生年月日、住所名、2 世界日の地域型保育給 9 付費及び特別地域型保育給付費の請求に	前 手		(様式第13号) (2) 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態		
所在地以外の場所に当該事業所の一部として 3 使用される事務所を有するときは、当該事務 所を含む。)の名称及び方所在地 申請者の名称及び主 たる事務所の所在地 4 並びに代表者の氏 名、生年月日、住所 及び職名 申請者の定款、寄附 行為等及びその登記 事項証明書又は条例 等 (当該確認に係る 事業に関するものに 限る。)※ 事業所の平面図(各 全室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要 7 名、生年月日、住所 名、連当規程 当該申請に係る事業 に係るの地域型保育等 に係る地域型保育等 (4) その他(参考となる資料) 1 0 日以内 2 変更があった日から 法第47条第1項 1 0 日以内 3 運営規程 当該申請に係る事業 に係る地域型保育総 9 付費及び特例地域型 保育給付費の請求に			(様式第14号) (2)変更に関する書類(定款,登記事項証明書,図面等)		
	後 手	所在地以外の場所に当 該事がの一部として 3 使用される事務所を有 するときは、)の び所在地 申請者のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(様式第14号) (2) 誓約書 (特定地域型保育事業者に係る管理者の変更又は役員の変更に伴う届出の場合) (3) 変更に関する書類(定款,登記事項証明書,図面等)		

子ども・子育て支援法により特定地域型保育事業の確認変更手続きが定められている場合の一覧

(前頁の続き)

		変更事項	申請書類	根拠法令	手続すべき時期
	10	役員の氏名、生年月 日及び住所			
事後手続	11	特定教育・保育施設 及び特定地域型保育 事業の運営に関する 基準(平成二十六年 内閣府令第三十九 号)第四十二条第一 項及び第二項の規定 により連携協力を行 う特定教育・保育施 設又は同項に規定す る居宅訪問型保育連 携施設の名称	 (1)特定教育・保育施設等名称等変更届出書 (様式第14号) (2)誓約書 (特定地域型保育事業者に係る管理者の変 更又は役員の変更に伴う届出の場合) (3)変更に関する書類(定款,登記事項証明書,図面等) (4)その他(参考となる資料) 	子ども・子育て支援 法第47条第1項	変更があった日から 10日以内

[※]項番5に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、芦屋市長がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は届出は不要ですが、変更となった旨を芦屋市の担当課までご連絡ください。